

横浜市の海づくり施設等指定管理者選定評価委員会運営要綱

制定 平成 25 年 3 月 1 日 港湾経第 872 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市海づくり施設条例（昭和 53 年 7 月横浜市条例第 40 号）第 12 条第 3 項に基づき、横浜市海づくり施設等指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

（審議項目）

第 2 条 委員会は、海づくり施設等の指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）の選定（以下「選定」という。）、指定管理者による海づくり施設等の管理の業務に係る評価（以下「評価」という。）に関し、次の事項について市長に意見を述べる。

- （1）選定手続きの細目
- （2）選定基準
- （3）公募要項及び審査要項の内容
- （4）指定候補者の選定に関する審査
- （5）指定候補者及び次点候補者の選定
- （6）評価基準
- （7）評価の決定
- （8）指定管理者の指定の取消し
- （9）その他市長が指定候補者の選定、評価等に必要と認める事項

（委員会の名称及び委員）

第 3 条 委員は市長が委嘱する。

- 2 委員は、学識経験者、港湾関係者及びその他市長が必要と認める者をもって充てる。
- 3 委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長は、その委員の職を解くものとする。
- 4 委員の解職又は辞職などにより委員会の進行に支障が生ずる場合は、市長は新たな委員を委嘱することができる。
- 5 委員名及び役職等は公募要項等で公表する。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を 1 名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、第4条第2項の規定により委員長を定めるまでの間は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員（委員長を除く。）の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員会は、委員長が必要であると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くこと及び資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 横浜市の有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、委員会の会議は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。

3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した団体を選考対象外とする。

4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後ももらしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りでない。

5 委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び指定管理者が公表した情報については、この限りでない。

(報告)

第9条 委員会は、指定候補者及び次点候補者の選定、評価の決定等を行ったときは、速やかに選定の結果を市長に報告する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、港湾局賑わい振興課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。